

外貨送金・受取サービス規定(法人のお客さま)

お客さまは、住信 SBI ネット銀行(以下「当社」といいます。)と外貨送金・受取サービス(以下「本サービス」といいます。)にかかる取引を行う場合は、この規定(以下「本規定」といいます。)における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条(適用範囲)

本サービスによる次の各号に定める送金及び受取については、本規定により取扱います。

- (1) 外国向送金取引
- (2) 国内向外貨建送金取引。ただし、他金融機関の国内本支店あてに限りません。
- (3) 外国からの被仕向送金取引
- (4) 国内からの外貨建被仕向送金取引

第 2 条(定義)

本規定における用語の定義は、次のとおりとします。

1. 外国向送金取引

お客さまの委託にもとづき行う次のことをいいます。

- (1) お客さまの指定する外国にある他の金融機関にある受取人の預金口座に一定額を入金することを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること
- (2) 外国にある受取人に対して一定額の支払いを行うことを委託するための支払指図を、関係銀行に対して発信すること

2. 支払指図

お客さまの依頼にもとづき、一定額を受取人の処分可能にすることを委託するために関係銀行に対して発信する指示をいいます。

3. 支払銀行

受取口座への送金資金の入金または受取時の送金資金の支払いを行う金融機関をいいます。

4. 関係銀行

支払銀行および送金のために以下の全部または一部を行う他の金融機関をいいます。

- (1) 支払指図の仲介
- (2) 銀行間における送金資金の決済
5. インターネットバンキング

銀行取引規定第 2 条第 2 項に定める「インターネットバンキング」をいい、本サービスにおいては、当社所定の WEB サイトにアクセスして行います。また、本サービスにおけるログイン ID、ログインパスワードおよび依頼承認パスワードは、銀行取引規定第 6 条第 1 項に定める「パスワード等」に含めるものとします。

第 3 条(利用申込・審査等)

1. お客さまは、当社所定の WEB サイトより本サービスの利用申込を行うものとし、当社が審査のうえ利用申込を承諾した場合は、お客さまと当社との間で本サービスの利用に係る契約(以下「本利用契約」といいます。)が成立するものとします。
2. 当社は、本利用契約の成立後においても、お客さまの届出内容および送金依頼内容等に基づいて、お客さまによる本サービスの利用に係る途上審査を行います。
3. 当社は、第 1 項の審査において、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止に関連する法令の目的を達成するために、お客さまの社名および住所を関係銀行に伝達します。また、当社は、前項の審査において、関係銀行からの求めに応じて、マネー・ローンダリングおよびテロ

資金調達の防止に関連する法令の目的を達成するために、お客さまの当社に対する届出内容、照会に対する回答内容および提出資料の全部または一部を関係銀行に伝達する場合があります。当社がこのような情報伝達をすることについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾し、当社に対して事後においても何らの異議を述べることはできないものとします。

第 4 条(送金の依頼)

1. 送金の依頼を受付ける通貨の種類は、当社が別途定めるものとします。
2. 送金の依頼は、次により取扱います。
 - (1) 送金の依頼を行う場合には、送金通貨、送金金額を明示の上、当社所定の時間内に当社所定の方法で送金を依頼してください。当社はお客さまから依頼を受けた送金通貨、送金金額と、送金先及び事前登録されている送金目的の内容に従って送金を実行します。ただし、送金金額は当社所定の送金限度額未満とし、インターネットバンキングにより送金の依頼をする場合は 1 回の依頼により当社が受付可能な件数は当社所定の件数とします。
 - (2) お客様がインターネットバンキングにより送金の依頼をした場合において、当社からの受付結果の通知が届かない場合や回線障害等により取扱いが中断した場合には、直ちに当社に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
 - (3) 外国為替市場の動向により、関係銀行との受渡しができなくなり、送金の取扱いを停止する場合があります。
 - (4) 許可等が必要な送金のご依頼を受付した場合、当社では受付をお断りすることがあります。また、当社が、許可等が必要な送金のご依頼を受付する場合、その許可等を証明する書類の原本をお客さまに事前にご提出いただきます。
 - (5) 送金の申込時に、当社所定の方法にてお客さまの本人確認を行います。この場合に虚偽あるいは事実と相違する申告等があった場合、またはそのおそれがあると当社が判断した場合には、当社は送金の申込を承諾しない場合があります。これによって発生した損害について、当社は責任を負わないものとします。
 - (6) 本サービスにかかる当社とお客さまとの連絡内容は記録し、一定期間保存します。
 - (7) お客さまと当社との間の確認事項等で相違が発生した場合、当社の記録内容を正當なものとして取扱います。
 - (8) お客さまによる送金の申込が完了した後、第 5 条第 1 項に基づき契約が成立した場合には、所定の期間内に当社は送金の手続きを行います。送金の申込が完了した後、送金通貨や送金金額、関係銀行等の変更は原則としてできません。送金通貨や送金金額、関係銀行等を変更する場合には、第 11 条に規定する方法により組戻しの手続きをした後、新たに送金の申込をしてください。
3. 送金の依頼を受付けるにあたって、当社が、マネー・ローンダリングおよびテロ資金調達の防止に関連する法令の目的を達成するために必要であると認めて、お客さまに対して求めた場合には、送金原資を確認できる書類を提示または提出してください。また、当社が、外国為替関連法規上確認が必要であると認めて、お客さまに対して求めた場合は、所定の事項を申告するとともに、必要書類を提出してください。
4. 送金の依頼にあたっては、お客さまは当社に、送金依頼日の翌営業日までに、送金資金の他に、当社所定の料金・関係銀行手数料その他送金の依頼に関連して必要となる手数料・諸費用(以下「手数料等」といい、送金資金とあわせて「送金資金等」といいます。)をお支払いください。なお、小切手その他の証券類による送金資金等の受入れはしません。

第 5 条(送金委託契約の成立と解除等)

1. 送金委託契約は、当社がお客さまの送金の依頼を承諾し、送金資金等を受領した時に成立するものとします。
2. 送金資金は、お客さまの代表口座円普通預金または送金通貨と同一通貨建ての代表口座外貨普通預金から送金依頼日の翌営業日に、払戻請求書等の提出を受けることなく、自動的に引落します。また、当社の手数料等は、お客さまの代表口座円普通預金から振替ることにより受領するものとします。なお、領収書等は発行しないものとします。
3. 前項に定める引落しまたは振替ができなかった場合(口座の解約や、預金の差押え等の場合のほか、やむをえない事情により当社が支払を不適当と認めた場合も含みます。)、当社はお客さまからの送金依頼は取消されたものとして取り扱うことができるものとします。
4. 第1項により送金委託契約が成立した後においても、当社が関係銀行に対して支払指図を発信する前に次の各号の事由の一にでも該当すると認めたときは、当社から送金委託契約の解除ができるものとします。この場合、解除によって生じた損害については、当社は責任を負いません。
 - (1) 取引等の非常停止に該当するなど送金が外国為替関連法規に違反するとき
 - (2) 戦争、内乱、もしくは関係銀行の資産凍結、支払停止などが発生し、またはそのおそれがあるとき
 - (3) 送金が犯罪にかかわるものであるまたは第 13 条第 3 項第 9 号に該当するなど相当の事由があるとき
5. 前項による解除の場合には、お客さまから受取った送金資金等を返却しますので、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
6. 前項の送金資金等の返却について、相当の注意をもって本人確認等を行ったうえ送金資金等を返却したときは、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 6 条(支払指図の発信等)

1. 当社は、送金委託契約が成立したときは、前条第 4 項により解除した場合を除き、お客さまからの送金依頼の内容にもとづいて、遅滞なく関係銀行に対して支払指図を発信します。
2. 当社は送金実行のために、日本および海外の関係各国の法令・制度・勧告・慣習、支払銀行その他の関係銀行所定の手続き、または外国送金に用いられる伝送手段における要件等に従って、次の各号の情報のいずれかまたは全てを、支払指図に記載して関係銀行に伝達します。また、関係銀行からの求めに応じて、当該情報を伝達する場合があります。なお、それらの情報は、関係銀行によってさらに支払銀行に伝達されることがあります。当社がこのような情報伝達をすることについて、お客さまはあらかじめ異議なく承諾し、当社に対して事後においても何らの異議を述べることはできないものとします。
 - (1) 送金依頼時に申請された情報
 - (2) お客さまの社名、住所、当社における口座番号・取引番号、その他お客さまを特定することができる情報
 - (3) 受取人の氏名、住所、送金先の金融機関名や口座番号、その他受取人を特定することができる情報
 - (4) 送金の目的、送金の原資、その他関係銀行から送金に関し求められた情報
3. 支払指図の伝送手段は、当社が適当と認めるものを利用します。また、関係銀行についても、お客さまが特に指定した場合を除き、同様とします。
4. 次の各号のいずれかに該当するときには、当社は、お客さまが指定した関係銀行を利用せず、当社が適当と認める関係銀行によることができるものとします。この場合、当社はお客さまに対

してすみやかに通知します。

- (1) 当社がお客さまの指定に従うことが不可能であると認めたとき
 - (2) お客さまの指定に従うことによって、お客さまに過大な費用負担または送金に遅延が生じる場合などで、他に適当な関係銀行があると当社が認めたとき
5. 前 3 項の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 7 条(送金の受取)

1. 送金の受取を行う通貨の種類は、当社が別途定めるものとします。
2. 当社は、本サービスにより、当社所定の通貨による振込(外国からの送金による振込を含みます。以下同じ。)にかかる資金を、当該通貨と同一通貨建ての代表口座外貨普通預金または代表口座円普通預金に受け入れます。なお、本条に基づく振込の受入は、事前に登録された内容に基づき行います。代表口座外貨普通預金または代表口座円普通預金への振込について、振込通知または支払指図の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取り消します。
3. 本サービスのご利用にあたり、当社からお客さまに対し、振込に係る資金の使途及び送金の目的等について、電話等による照会及び資料提出の依頼(一旦回答を得た後の追加照会及び資料提出依頼を含み、以下「照会等」といいます。)を行うことがあります。お客さまが、当社が定める期限までに当該照会等に対する回答や資料提出を行わない場合、または回答内容や提出された資料その他の事情を考慮して当社が入金を不適当と判断した場合(第 13 条第 3 項第 9 号または第 10 号に該当する場合を含みます。)は、当社は、当該照会等に係る振込による代表口座外貨普通預金または代表口座円普通預金への入金を行わず、当該振込の依頼人に対し資金を返却することがあります。これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。

第 8 条(料金等)

1. 本サービスのご利用にあたっては、当社所定の初期導入手数料及び手数料等をいただきます。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料・諸費用を後日請求されることもあります。その場合、これらの本項に定める手数料・諸費用は、お客さま名義の代表口座円普通預金、または代表口座外貨普通預金より引落します。また、支払銀行での受取にかかる手数料については受取時に受取人にご負担いただくものとします。
2. 照会、変更、組戻しの受付にあたっては、次の各号に定める当社および関係銀行の所定の手数料・諸費用をいただきます。この場合、前項に規定する手数料等その他の手数料・諸費用は返却しません。なお、このほかに、関係銀行に係る手数料等を後日お支払いいただくこともあります。これら本項に定める手数料・諸費用はお客さま名義の代表口座円普通預金、または代表口座外貨普通預金より引落します。
 - (1) 照会手数料
 - (2) 変更手数料
 - (3) 組戻手数料
 - (4) 電信料、郵便料
 - (5) その他照会、変更、組戻しに関して生じた手数料・諸費用

第 9 条(受取人に対する支払通貨)

お客さまが次の各号に定める通貨を送金通貨として送金を依頼した場合には、受取人に対する支払通貨はお客さまが指定した通貨と異なる通貨となることもあります。この場合の支払通貨、為替相場および手数料等については、関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこと

とします。

- (1) 支払銀行の所在国の通貨と異なる通貨
- (2) 受取人の預金口座の通貨と異なる通貨

第 10 条(取引内容の照会等)

1. お客さまは、送金依頼後に受取人に送金資金が支払われていない場合など、送金取引について疑義のあるときは、すみやかに当社に照会してください。この場合には、当社は、関係銀行に照会するなどの調査をし、その結果をお客さまに報告します。なお、照会等の受付にあたっては、当社所定の依頼書の提出を求めることがあります。
2. 当社が発信した支払指図について、関係銀行から照会があった場合には、送金の依頼内容についてお客さまに照会することがあります。この場合には、すみやかに回答してください。当社からの照会に対して、相当の期間内に回答がなかった場合または不適切な回答があった場合には、これにより生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 前項に規定する関係銀行からの照会に対して当社が行う回答については、第6条第 2 項から第 5 項の規定を準用します。
4. 当社が発信した支払指図について、関係銀行による支払指図の拒絶等により送金ができないことが判明した場合には、当社はお客さまにすみやかに通知します。この場合、当社が関係銀行から送金に係る返戻金を受領したときには、ただちに返却しますので、第 12 条に規定する組戻しの手続きに準じて、当社所定の手続きを行ってください。

第 11 条(依頼内容の変更)

1. 送金委託契約の成立後にその依頼内容を変更する場合には、次の変更の手続きにより取扱います。ただし、送金通貨、送金金額、関係銀行を変更する場合には、次条に規定する組戻しの手続きにより取扱います。
 - (1) 依頼内容の変更依頼にあたっては、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当社が変更依頼を受けたときは、当社が適当と認める関係銀行および伝送手段により、依頼内容に従って、変更の指図を発信するなど、遅滞なく変更に必要な手続きをとります。
2. 前項の依頼内容の変更の取扱いについては、第5条第 6 項の規定を準用します。また、前項第 2 号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 本条に規定する変更は、関係銀行による変更の拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。変更ができず組戻しを行う場合には、次条に規定する組戻しの手続きを行ってください。

第 12 条(組戻し)

1. 送金委託契約の成立後にその依頼を取りやめる場合には、次の組戻しの手続きにより取扱います。
 - (1) 組戻しの依頼にあたっては、当社所定の手続きを行ってください。この場合、当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。
 - (2) 当社が組戻しの依頼を受けたときは、当社が適当と認める関係銀行および伝送手段により、依頼内容に従って、組戻しの指図を発信するなど、遅滞なく組戻しに必要な手続きをとります。
 - (3) 組戻しを承諾した関係銀行から当社が送金に係る返戻金を受領した場合には、その返戻金をただちに返却しますので、当社所定の手続きを行ってください。この場合、

当社所定の本人確認資料または保証人を求めることがあります。

2. 前項の組戻しの依頼および返戻金の返却の取扱いについては、第5条第 6 項の規定を準用します。また、前項第 2 号の取扱いによって生じた損害については、当社は責任を負いません。
3. 本条に規定する組戻しは、関係銀行による組戻しの拒絶、法令による制限、政府または裁判所等の公的機関の措置等により、その取扱いができない場合があります。

第 13 条(解約等)

1. 本利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当社に対する解約の通知は当社所定の方法によるものとします。
2. 本サービスに利用される預金口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
3. お客さまに次の各号の事由が一つでも生じたときは、当社はいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、当社がお客さまにその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。
 - (1) 支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき
 - (2) お客さまの当社に対する預金債権、その他債権または当社に預託する資産もしくは債務の担保の目的物について、仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき
 - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
 - (4) 当社に支払うべき所定の料金の支払を遅延したとき
 - (5) 本サービスにおいて、当社所定の振替日の前日までに送金資金等他所定の手数料または諸費用を指定された口座に入金しなかったとき
 - (6) 1 年以上にわたり、本サービスの利用がないとき
 - (7) 申込書または本規定に基づく届出について虚偽の事実があることが判明したとき
 - (8) 住所変更の届出を怠るなどお客さまの責に帰すべき事由によって、当社においてお客さまの所在が不明となったとき
 - (9) 本サービスが、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがある取引またはかかるおそれを懸念させる不適切な取引(ギャンブル、児童ポルノ等の違法もしくは規制対象となる取引に関連する取引、暗号資産(仮想通貨)への投資等に関連する取引、経済制裁国・地域との取引やこれに関連する取引を含むがこれに限らない。)に利用されるまたは利用されるおそれがあると当社が合理的に認めたとき
 - (10) 送金の受取において、第7条第 3 項に定める当社からの照会等に対し、当社が定める期限までに回答もしくは資料提出を行わないときまたは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不適当であるとき
 - (11) 送金の実施または受取後、事後的に実施するモニタリングにおいて、当社からの照会等に対し当社が定める期限までに回答もしくは資料提出を行わないときもしくは回答もしくは提出資料の内容が照会等に対して著しく不適当であるときまたは取引を継続すべきでないとして当社が判断する合理的な理由が判明したとき
4. 前項に基づき本サービス利用契約が解約されたときは、お客さまは未払いの手数料その他本規定に基づく一切の債務について、期限の利益を喪失し、直ちに全額を支払うものとします。
5. 当社は、事前にお客さまに通知することなく本サービスを休止することができます。そのために生じた損害について当社は責任を負いません。
6. 本利用契約が解約等により終了した場合には、その時まで送金・振替の処理が完了していない取引の依頼については、当社はその処理をする義務を負いません。
7. お客さまが本サービスを月の途中で解約した場合であっても、解約時点までに支払いの完了

していない手数料等その他所定の手数料または諸費用について、支払い義務が免除されるものではありません。

第 14 条(免責事項)

次の各号に定める損害については、当社は責任を負いません。

- (1) 関係銀行が所在国の慣習もしくは関係銀行所定の手続きにしたがって取扱ったことにより生じた損害、または関係銀行の責に帰すべき事由により生じた損害
- (2) 受取口座の名義相違等のお客さまの責に帰すべき事由により生じた損害
- (3) その他当社の責に帰すべき事由以外の事由により生じた損害

第 15 条(規定の準用)

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 16 条(法令、規則等の遵守)

本規定に定めのない事項については、日本および関係各国の法令、慣習および関係銀行所定の手続きに従うこととします。

第 17 条(規定の変更)

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客さまの一般の利益に適合するとき。
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客さまと当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

以上